



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回は追徴課税についてご説明いたします。事業を行っていくうえで、税金を納めるということはどうしても必要となります。その納めるべき税金をきちんと納めなかった場合に、罰則として追加で納める税金を総称して追徴課税と言います。以下、追徴課税の種類ごとに解説致します。

納付遅れ等により日数に応じて利息のように課税される税

①延滞税…税金が定められた期限までに納付されない場合に、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、自動的に課される利息に相当する税です。

税率	納期限の翌日から2月を経過する日まで	年 4.3%
	納期限の翌日から2月を経過した日以後	年 14.6%

②利子税…税金を納付期限までに納めることができない場合に、届出により延納又は納税申告書の提出期限の延長を認められることにより、延納日数に合わせて課せられる税です。

税率：年 4.3%

正確に納付・申告していないことにより課税される税

①過少申告加算税…確定申告後に納める税金が少ないこと等により追徴課税が生じた場合に課される税です。新たに納める税金は修正申告書を提出する日が納期限となります。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告を行えば過少申告加算税は課されません。

税率：新たに納める金額の10%

※新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円のいずれが多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%

②無申告加算税…期限内に申告しなかった場合、もしくは期限後に遅れて申告した場合、納付すべき金額があった場合に課される税です。

税率	納付すべき金額50万円まで	15%
	50万円を超える部分	20%

※税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合5%

③不納付加算税…給与等の源泉徴収税額を納

付期限までに納めなかった場合に課される税です。

税率	税務署から通知を受けた場合	10%
	自主的に納付した場合	5%

※税額が5,000円未満の場合は免除

④重加算税…過少申告、無申告、不納付の場合において、意図的に事実の全部又は一部を仮装・隠ぺいした場合に課される、追徴課税の中で最も重い税。

税率	過少申告・不納付の場合	35%
	無申告の場合	40%

おわりに

追徴課税は、様々な税金において発生し、期限を1日でも過ぎると課税されてしまう厳しいものもあります。また、納付金額が多額であればあるほど追徴課税の影響も大きくなってしまいます。7月に源泉所得税の納期の特例を控えている会社様も多いかと思いますのでご注意ください。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「職場のパワーハラスメント」の予防・解決

厚生労働省ワーキング・グループが取りまとめ厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」において職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」について、問題の予防・解決に向けた提言が発表されました。

企業の積極的な取組みが必要

職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワハラ」は、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為であり、早急に予防や解決に取り組むことが必要な課題です。

企業は、これらの発生による「職場の生産性の低下」や「人材の流出」といった損失を防ぐとともに、労働者の仕事に対する意欲を向上させ、職場の活力を増すために、この問題に積極的に取り組むことが求められます。

職場のパワハラをなくすために必要なこと

①企業や労働組合そして一人ひとりの取組み
企業や労働組合は、職場のパワハラ概念・

行為類型やワーキング・グループ報告が示した取組例を参考に取組んでいくとともに、組織の取組みが形だけのものにならないよう、職場の一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めることが必要です。

②トップマネジメントへの期待

職場のパワハラは組織の活力を削ぐものであることを意識し、こうした問題が生じない組織文化を育てていくことを求めることが必要です。そのためには自らが模範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組みを行う必要があります。

③上司の立場にある方への期待

自らがパワハラをしないことはもちろん、部下にもさせないように職場を管理し、職場で起こってしまった場合はその解決に取り組む必要があります。

④職場の一人ひとりへの期待

互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合い、互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うように努力することが必要です。

「多様な形態による正社員」の今後

厚生労働省の研究会報告書

厚生労働省の「多様な形態による正社員に関する研究会」の報告書によれば、正社員と同じ無期労働契約でありながら、職種・勤務地・労働時間などが限定的な正社員（多様な形態による正社員）の導入は、非正社員にとって正社員転換の機会を拡大する可能性があるとして指摘しています。

「多様な形態による正社員」の導入状況

「多様な形態による正社員」については企業の約5割が導入し、そのうち職種限定は約9割、勤務地限定は約4割、労働時間限定は約1～2割となっているようです。

導入の目的は、「人材確保・人材定着の必要性」、「ワーク・ライフ・バランス支援」が多くなっており、「賃金は通常の正社員の8～9割程度」、「昇進・昇格には上限あり」、「事業所閉鎖時等の人事上の取扱いは通常の正社員と同様」とする企業が多いようです。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

Q 下請会社への信用失墜で取引中止を余儀なくされてしまったら？

当社の下請会社が、納期遅れや品質基準不遵守を繰り返します。そこで、当該下請会社との取引を中止しようと考えています。どのようにしたらよいのでしょうか。

A 下請会社への対処

下請会社への信用を失ったために取引を中止しようとする場合は、まず下請会社に対し、やむを得ず取引中止の措置を採らざるを得ない事情を説明し、その同意を求めます。下請会社が取引中止に応じるのであれば、取引中止の合意を書面化しましょう。

一方、下請会社が取引中止の要請に応じない場合には、一方的な取引中止を通告せざるを得ませんが、継続的取引の解除ですから、下請会社にも重大な影響を及ぼします。そこで、『取引継続の努力をしたけれども、一向に改善がなされないので、最終措

置として解除せざるを得ない』というように、処分を段階的に強化していくという方法を取りましょう。

具体的には、まず①下請会社に改善計画書の提出を求め、次に②工場への立入検査の申入れをし、③それでも不適合であるので解除する、というように進め、書面で取引中止の理由を明示する必要があります。

なお、継続的取引関係を一方的に解消する場合には、取引金額の大きさやそれまでの取引期間の長さにもよりますが、一般的には、当該取引関係を解消するのが正当化できる程度に当事者間の信頼関係が破壊されたことが必要と解されているので注意が必要です。

したがって、下請会社の度々の納期遅れや品質基準の不遵守によって、貴社の信用問題にも関わっている問題であることなどの事情を加えることができれば一層良いでしょう。

一方、取引継続の可能性を検討する場合は、下請会社の業務体制について徹底的に調査をし、今後の取引に不安がないことを確認すべきでしょう。

通知書の内容

下請会社の納期遅れや品質不良などを理由として述べ、『このままでは取引を中止せざるを得なくなるけれども、下請会社の考えを聞きたい』といった内容の通知書を送ります。今回のケースの場合、継続的取引のある下請会社ですので、前述のとおり段階的な措置が必要となります。

下請会社による取引継続要望に対する対処

取引継続の可否の判断にあたっては、下請会社への業務改善計画の提出要求や、工場への立入検査により下請会社の業務体制の確認を、必要に応じて行い、改善により取引の継続が可能かどうかを確認することになります。

下請会社から業務改善計画案が提示された場合は、そのチェックのために工場への立入検査をする必要もあります。

工場への立入検査は、書面での通知によって、契約上の根拠がある場合はこれを示し、契約上の根拠を有しない場合はその必要性を説明して行うことになります。

i お知らせ

会計税務スタッフ若干名募集

現在、弊グループでは会計税務スタッフ（正社員）を若干名募集しております。お心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介いただければ幸いです。

- ・税理士試験科目 1 科目以上
- ・会計事務所での実務経験 1 年以上
- ・明るく元気がある方
- ・周囲と協調して仕事に取り組める方

【求人情報詳細】

<http://shiodome.co.jp/recruit.html>

アジア視察ツアーのお知らせ

弊グループでは中小・中堅企業の経営者様からの貴重なご意見を頂戴し、今後継続的にアジア視察ツアーを企画する運びとなりました。

中堅・中小企業様、そして経営者様個人を取り巻くわが国の経済環境・税制は厳しい状況にあります。そのような中、勝ち残りに向けた具体的な取り組みとして、海外事業を展開し外貨で稼ぐというのも 1 つの重要な経営戦略かと思えます。

中堅・中小企業に限らず、医師・歯科医師の先生方、その他土業の皆様にとっても良い機会になると思います。すでに 10 月中旬に企画がございますので詳細はどうぞ弊グループまでお問合せ下さい。

6月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

1 日

- 労働保険の年度更新手続の開始 <7月10日まで> [労働基準監督署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

30 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://www.nagakinaoko.com>